

【表紙】
【提出書類】 変更報告書 No.1
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 弁護士 藤田 元康
【住所又は本店所在地】 〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
明治安田生命ビル10階
外国法共同事業法律事務所リンクレータース
【報告義務発生日】 2026年7月10日
【提出日】 2026年7月14日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上増加したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	ジャフコ グループ株式会社
証券コード	8595
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	スピカ・リミテッド（Spica Limited）
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、K Y1 - 1209、グランド・ケイマン、ガバナーズ・スクウェア、私書箱32311
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2016年9月1日
代表者氏名	ローラ・メドレー
代表者役職	取締役
事業内容	投資業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ 弁護士 宮下 公輔
電話番号	03（6212）1200

（2）【保有目的】

有価証券リパッケージ取引

（3）【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等 (株・口)				
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等 (株・口)	A	-	H	O
新株予約権付社債券 (株)	B 6,827,589	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計 (株・口)	V 6,827,589	W	X	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数 (総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB 6,827,589			
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC)	6,827,589			

(注) B, V, AB及び保有潜在株券等の数は、新株予約権の行使により生じる1株未満の端数が切り捨てられた数となっております。なお、以下(5)における数量についても、同様です。

【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (2026年6月17日現在)	AD 54,250,000
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE 6,827,589
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合 (%) (AB / (AD+AE-AF) × 100)	11.18

直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	9.88
----------------------------	------

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2026年7月10日	新株予約権付社債券	215,042	0.35	市場外	処分	ワラントの行使

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

< 提出者が締結するWarrant Agency Agreement > Warrant Agency Agreement（契約当事者：リパッケージ債券及びワラント発行者としてのSpica Limited（以下「Spica」）、ワラントに係るエーエージェントとしてのHSBC Bank plc、ワラント計算代理人としてのDaiwa Capital Markets Europe Limited、担保処分代理人としての大和証券株式会社及びトラスティーとしてのHSBC Corporate Trustee Company (UK) Limited（以下「HSBC」））（ワラントの対象となる新株予約権付社債券の数量は額面12,700,000,000円相当である。） < 提出者が締結するTrust Deed > 新株予約権付社債券を裏付け資産として提出者が発行するワラントに係るTrust Deed（契約当事者：リパッケージ債券及びワラント発行者としてのSpica及びトラスティーとしてのHSBC）（Trust Deedに基づき提出者の保有する当該新株予約権付社債券に英国法担保権が設定され、その対象となる新株予約権付社債券の数量は額面12,700,000,000円相当である。）
--

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	12,700,000
上記（AI）の内訳	リパッケージ債券及びワラント発行代り金
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	12,700,000

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地